

令和2年度 森林環境譲与税に関する決算状況

(3)市町村名	(4)事業区分	(5)事業名	(6)事業総額 (千円)				(7)事業内容	(11)税導入の効果
			(A)+(B)+(C)	(A)うち令和2年度の森林環境譲与税 (千円)	(B)うち基金取崩額 (千円)	(C)うち他の財源 (千円)		
東神楽町	⑱ 基金積立 (木材利用等)	森林環境整備基金	3,766	3,766			<p>令和5年度 (2023年度) に、町内に点在する公共施設を集約した複合施設の建設を計画しており、当該施設の一部木質化 (ルーバー等) に充てるために全額を積立。</p>	<p>【ワンフレーズ】 町のシンボリックな建築物となる公共施設に木材を利用することで、木目や木の肌触りなど木のぬくもりを感じられる心地の良い空間が創出される。公共施設は多くの住民が利用し、人々が集う場所であることから、人と環境にやさしい木材を利用することで住民へ木材の特性を広め、さらには森林への理解を深めることを期待している。</p> <p>【詳細】 当町は、2023年2月から7月を工期予定とした、中央市街地に点在する公共施設を集約化する複合施設の建設事業を計画しており、その一部に木材を利用したルーバー (細長い羽板を並べたもの) にするための経費として55,000千円計上している。そのため、本税を基金に積み立て事業に必要な経費として充当している。ルーバーに木材を使用すると、人工的な建築物の中でも自然を感じることができ、木目や木の肌触りなど木のぬくもりを感じる心地の良い空間を創出することが出来る。また、木材は持続可能な循環型資源であることから、省CO2型の施設となる。 公共施設はPR効果が高いことから木材を積極的に利用することで、住民をはじめとした多くの人に木材利用の重要性や木の良さ、さらには森林に対する理解を深める公共施設となることを期待している。</p>

